

<p>1. 開会 松本会長</p> <p>松田補佐</p>	<p>それでは、定刻より少し早いですが、予定していた委員全員揃いましたので、ただいまより「令和3年度第7回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日はオンラインで参加されている委員もいらっしゃいますので、開催に当たって、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>あわせて、委員の出欠状況について報告をお願いします。</p> <p>本日の審議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、オンライン方式を導入した上で、開催することといたしました。</p> <p>オンラインでの開催に当たりまして、留意事項を説明いたします。</p> <p>オンラインでの参加者は、開催中はカメラはオン、マイクはミュートとしてください。</p> <p>発言の際は、Zoomの「手を挙げる」機能を使うか、実際に挙手をして意思表示をしていただき、会長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除してご発言ください。</p> <p>発言終了後は、マイクをミュートに戻してください。</p> <p>また、意見交換の最中に音声等のトラブルがございましたら、チャット機能でお知らせいただければと存じます。</p> <p>本日は、委員総数15名のうち、オンラインでの参加者を含めて13名の委員にご出席いただき、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 審議会会長挨拶 松本会長</p>	<p>改めまして、皆様おはようございます。</p> <p>本日も大変お忙しい中、第7回審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、本年度最後の審議会となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員をそれぞれ指名しますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 令和4</p>	

年度長崎県 特定（産業 別）最低賃 金の改正に 係る意向表 明について 松本会長	<p>それでは、早速議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、「令和4年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」でございます。</p> <p>まず最初に、事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは、令和4年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につきまして、説明いたします。</p> <p>改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、おおむね年度末を目途にその意向の有無を確認し、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対して報告を行うこととなっております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしています資料の1ページ、資料番号1の「令和4年度の長崎県特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明」をご覧ください。</p> <p>この資料は、3業種それぞれの意向表明につきまして、一覧表に取りまとめたものです。</p> <p>令和4年度の意向表明につきましては、令和4年2月1日に日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部から「はん用機械」、「船舶製造業」について、2月2日に電機連合長崎地域協議会より「電子部品等製造業」についてなされております。</p> <p>また、資料の3ページ以降、資料番号2から4には、3業種それぞれの意向表明の文書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。</p> <p>具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも7月上旬となっておりますことから、令和4年度におきましても、7月以降の本審におきまして、改正の必要性の有無など具体的な審議を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今回表明されております3業種のうち、はん用機械器具製造業及び船舶製造業につきましては、「労働協約ケース」ですので、当該労働協約が同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上の者に適用されていること、電子部品等製造業につきましては、「公正競争ケース」ですので、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。</p>

適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりまして、令和元年度から使用しています平成28年経済センサスのデータを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和3年12月1日現在で算出しております。

3業種の適用労働者数につきましては、1ページの資料番号1に示しておりますが、はん用機械は6,703人、電子部品は6,790人、船舶は7,976人となっております。

この労働者数に対しまして、それぞれ3分の1以上を満たしているか否かを判断することとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料の9ページ、資料番号5「新しい産業別最低賃金の運用方針について」に記載してありますとおり、昭和57年1月14日の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、特定（産業別）最低賃金の決定、改正等の必要性について、都道府県労働局長から意見を求められた場合は、「最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。」とされています。

必要性審議に関しては、現在までのところ、全会一致以外の運用はなされておられません。

全会一致で必要性ありの議決に至るためには、申出者は、他方の合意が得られるよう、実状に応じて、早い段階から関係労使の合意形成に向けた努力が必要とされております。

この点に関しましては、この資料の中段に「産業別最低賃金制度の改善について」と題しまして、平成14年12月6日の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告を抜粋して記載しております。

「○関係労使当事者間の意思疎通」として、「産業別最低賃金の決定等に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。」、このように、特定（産業別）最低賃金は、関係労使の合意が基本となることから、申出後の円滑な審議にとって重要であるため、早期に話し合いを持つことによって、その趣旨を双方が了知しておくことが望ましいとされております。

また、「○金額審議における全会一致の議決に向けた努力」として、「関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」とされて

	<p>います。</p> <p>金額審議に関しては、当局では従来から、「専門部会の議決が、全会一致の場合に限り、第6条第5項の規定を適用する」という運用を行っており、全会一致を目指した審議を行っていただいております。</p> <p>今年度の電子部品等専門部会の金額審議については、全会一致の決議とはならず、本審で採決の上、結審となったところですが、改めて、過去の特賃3業種の専門部会の結審状況を、平成23年度まで遡って確認しましたところ、電子部品等製造業最低賃金は平成29年度以前、船舶等製造業最低賃金の場合は平成26年度以前に、全会一致でない結審状況が認められました。</p> <p>引き続き、「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」につきまして、何とぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
松本会長	<p>ただ今事務局から、「長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」の説明がありましたが、この説明に関しまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
岩根委員	<p>使用者委員の岩根でございます。</p> <p>現時点ではこの3業種について、労側から改正に係る申出の意向表明があったということ、使用者側としては承知しておけばいいという段階ということよろしいでしょうか。</p>
松本会長	<p>はい、私はそのように解釈しております。</p> <p>これについて事務局にお尋ねしますが、規定上それ以上のことが求められているのでしょうか。</p>
平野室長	<p>今申し上げました平成14年の全員協議会の報告での内容以外は特にございません。</p>
松本会長	<p>他の方、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、それでは、3業種の意向表明によりますと、申出書の提出時期は7月上旬と予定されておりますので、必要性の有無等の具体的な審議につきましましては、申出書の提出後に進めていくことを、本日、この場で確認しておきたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

<p>(2) 令和4年度の事業場視察について</p> <p>松本会長</p>	<p>次の議題、「令和4年度の事業場視察について」に移ります。</p> <p>事務局からお願いいたします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>事業場視察につきましては、昨年度、労使各委員から様々なご意見をいただいた上で、事業場視察先の検討を進めたところですが、新型コロナウイルス感染拡大の中で、今年度の視察は「中止」となったところでは。</p>
<p>松本会長</p>	<p>来年度につきましては、令和3年9月3日の第5回本審において説明いたしましたとおり、未だ事業場視察について判断できる状況ではないものの、今後の感染状況を確認しつつ、委員の皆様のご意見をお伺いした上で、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>松本会長</p>	<p>事業場視察に関しまして、私からも第5回本審にて、実行に当たっては共通認識を持っておくことが必要であること、視察後にはそこで何を学んだのかといったことを議論して、審議に活かすべきであることなどをお話いたしました。</p> <p>そして、労使双方の考えをまとめ、3月の本審の場で事業場視察についてご意見をいただいて、方向性を見定めたいとお願いしておりました。</p> <p>そして「松本私案」というものをあらかじめ配付しておりましたが、今日お手元にありますか。</p> <p>あらかじめ私が作成しまして、事務局にお願いして各委員に配付しました。</p> <p>その私案を作成、配付後に、他局での実施、実績について私が知らされました。</p> <p>あくまでも配付した後に知らされたわけなので、その扱いといえますかそこで得られたものは、私の私案には全く反映されておりません。</p> <p>この点につきましては、後で触れることにいたしまして、まず、私の松本私案において、何を私が主張していたのかポイントだけ確認いたします。</p> <p>まず、事業場視察を実施するか否かは審議会が判断するんだと。</p> <p>規定上、これはやらなければいけないということはないんだ、あくまでも我々の判断で実施するか否か決めたらいいんだという点、これが1点です。</p> <p>それから2番目としましては、事業所に行くのであるならば最低賃金</p>

レベルの事業所でないと、我々としては最低賃金を議論する審議会なので、賃金レベルの高い所に行っても、全く意味がないとは言いませんが、それは本来の役割じゃないんじゃないかということで、やはり最低賃金レベルの事業場を対象とすべきだということ。

3番目に、この視察では、本審議会の審議に有益となるような内容を見聞しなければいけない、当たり障りのないような単なる問答ではだめで、単なる見学ではない。

最低賃金の改正に係るような有益な情報を引き出さなければいけないんだということ。

そして4番目に、後日その成果を活かさなければいけないんだと。

つまり、行ったきりではなく、そこで得られたものをきちっと総括するなり、労使双方からご意見をいただくなりして、それを審議に活かそうということなのです。

我々の地賃の審議にあって、非常に重要視するのは目安であったり、影響率とか未満率、あるいは日銀や労働局が出してくるいろんなデータなんですけど、それに匹敵するような非常に重要な位置付けとして、もし事業場視察をするなら、そこから得られたデータを、審議に活かすべき重要な資料とすべきだということなのです。

それから5番目としまして、視察が無理な場合は、代替措置を考えましょうということなのです。

私としては、今年はもしコロナの関係で行くことができないのであれば、書面で提出していただくなり、あるいは参考人として来ていただいたらいいんじゃないかと思ったりしたんですが、その場合、通常の参考人と別枠にするのか、それはそうじゃないんじゃないかと。

経営者に来ていただくのなら、それは使用者側の参考人と同じような方向になってしまうんじゃないかと考えたりもして、まだ結論が出ていないところで、メモのような形で私案をお出しした次第です。

この私の考えている方向性についてご意見をいただいて、同意を得たいと思ったんですけど、先ほど申しましたように、他局についての新たな情報が入りましたので、その点についてまず事務局からお願いいたします。

平野室長

机上の配付資料で、長野地方最低賃金審議会の資料をお配りしております。

この資料の存在につきましては、事務局では把握をしておらず、種村委員からの提示によりまして、初めて確認したものです。

種村委員からの求めに応じまして、今回資料として配付しております。

令和元年度の長野局の实地視察は、長野県の東部、東信地区にある10

事業場を対象に、5日間かけて実施されています。

長野局では、以前から伝統的にこの程度事業場視察を行っていたこと。

令和元年度は10事業場視察しているが、これでも以前より規模を縮小して実施していること。

実施方法は、委員を5班に分け、一班当たり1か所から2か所に行くという方法であること。

あらかじめ対象の事業場に調査票を郵送し、回答をもらっておき、この回答を基に委員が質問する。

当日に現場で聞きたいことを聞く場合もあるとのことでした。

交通手段は、公用車を使用していること。

視察の規模が大きいだけに、事務局としてずいぶん苦勞されているようでありました。

実施に当たっては、5班で10事業場を短期間で視察するため、事業場、公労使委員との日程調整が非常に煩雑であること。

公用車の調達については、労働局内での調整を要していること。

事業場の選定についても、過去に違反した事業場や違反率が高い業種を選定することとしているが、実際にそのような事業場を選定することは非常に困難で、最低賃金近傍の労働者がいるような零細の事業場については、そもそも受入れを拒否されること。

実地視察の結果報告については、視察後の本審において、この資料を基に事務局が行っているということでした。

このように、実際のところは、日程調整や事前準備など事務局の負担が非常に大きくなっていることから、今後は中止や縮小する予定ということでした。

令和2年度はコロナで受入先がなく中止、今年度も中止となったということです。

中止となった令和2年度と3年度は、代替措置として意見陳述を実施したということでした。

以上が、長野局の実施要領等でございます。

続きまして、沖縄局の状況について説明します。

沖縄局では、例年専門部会9人を3班に分け、3事業場実施しているということです。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で多くの事業場に断られたため、1事業場のみの視察となったということですが、書面によるヒアリング調査も併用して行われています。

実地視察は、賃金実態調査等から、最低賃金額の改定により影響の大きかった業種から対象事業場を選定して、第1回本審後に実施されています。

公労使各委員を基本的に1名ずつ選出し、事務局からは2名が同行。現地集合、現地解散で実施したということです。

長野局と同様に、事前に対象事業場より、賃金実態等を記入した「調査票」を提出してもらい、意見交換を行う上での参考資料として持参しているということでした。

実地視察の結果は、第3回専門部会で、参加委員からの報告が行われたということです。

次に、書面によるヒアリング調査の方ですが、訪問調査と同じく、最低賃金額の改定により影響の大きかった業種から複数選定し、「調査票」を送付して、協力が得られた4事業場分の回答が第1回専門部会の資料として提出されています。

この際に、調査票の項目以外の項目について確認したい旨の要望があった場合は、事務局より事業場へ追加協力を依頼し、確認した上で、第3回専門部会で報告する予定とした、ということでした。

加えて、参考人からの意見聴取を、専門部会において行っているということでした。

沖縄局の実施状況は、このとおりでございます。

松本会長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただく前に、これを拝見しまして私驚きました。ここまでやっているんだなど。

以前資料を見せていただき、九州他局でやっているところとやっていないところがあるという話だったんですけど。

長野ではありますけど、ここまでやっている。

これを見ると、費用対効果を考えて果たしていいのかというお考えもあるでしょうし、何よりも事務局の負担は極めて大きい、これはよく分かりますが、事業場視察がこの審議会の審議に大いに役立っているという現実を目の当たりにして、驚きました。

そして、ここまで果たしてできるのだろうか。

どれだけこの長崎で参考にできるんだろうと思いつつ、沖縄の場合を聞かされて、通常は3事業場に行っていると、1つに行っただけの我々とはだいぶ違うなど。

しかもヒアリングもしている。

そして長野、沖縄に共通しているのは、事前に調査票を送ってそれに答えてもらって、その情報をあらかじめ持ってそこに行くと、それぐらいやはりやらなきゃいけない。

やるんならそれぐらいやらないと、ただ1回行ってそれで当たり障りのない話を聞いてそれっきりでは、はっきり申し上げて私はやらないほ

種村委員	<p>うがいと。</p> <p>じゃあ、私たちは今後どうしていきべきかという、長野局のケースを参考に、無理なところまでは望まないんだけど、可能な限り頑張っ てやっていこうというのであれば、これをしっかりとした議論の場、来 年度そのための検討小委員会なりを設けるようなことをしなければなら ないと思います。</p> <p>ここで簡単にささっと決められるものではなかろうと思います。</p> <p>実は日程の問題もあるんですけど、これまでは第1回本審が始まる前 に事業場視察をやりましたが、委員の交代などもあるため、委員が全員 揃う前に現地に行ってしまう、あの人誰かな？ということも起きてしま うわけですね。</p> <p>手続きとしては、年度初めに全員揃って、今年の実業場視察、ここに こういう目的、方針で行きましょうと、それなりの形式的な合意を取っ てから行く、これが本来の順番かと思います。</p> <p>そこで私の提案なんですが、日程の変更となると事務局とよく相談し なければいけませんので、来年度につきましては、実施のスケジュール も私と事務局とで調整いたします。</p> <p>私としては、先ほど申しましたように、できれば第1回本審の後とい うふうにしたいのですが、日程は事務手続などもあるので、でき れば私と事務局にらせていただいて、協議、調整しようと思います。</p> <p>それから具体的な中身はというと、来年度は、長野局のような本格的 な、あるいはそれに近いのは無理だと思いますので、今回は私と事務局 にらせていただいて、例えば事業場を2か所にするとか、あるいはコロ ナでそれが無理なら、書面でご意見をもらうとか、実際事業場に行ける のであれば、事前に調査票を提出してもらって、我々もそれなりの準備 をもって行くというようなことをしたいと考えています。</p> <p>いずれにしても、実施した後でもう一度、これじゃ駄目だから、もう ちょっと本格化していくんだとかいうことを、しっかりと検討していっ たらいかかなと思うんですが。</p> <p>ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>私の基本的な考え方に、あるいは長野局の場合はどうだ、沖縄局の場 合はどうだと、ご意見のある方はどうぞ、ご遠慮なく。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>基本的には、委員長のおっしゃる内容でいいと思っております。</p> <p>私が今回資料としてお願いしたのが、長野県の審議会の事業場視察の 状況になります。</p> <p>私も委員になって1年目で、これまでの経過というのがはっきり分か</p>
------	---

	<p>らなかったもので、毎年1か所を事業場視察していると聞いております。</p> <p>その中で、各地方の連合会に聞いたら、特徴的なところでしょうけど、長野県の例が出てきたということで、10か所の事業所、他業種、賃金も最低賃金近傍から1,000円前後まで、幅広に調査されているということですので、最低賃金近傍を知ることなんでしょうけど、比較対象も幅広に見るということで、こういう調査もいいのかなど。</p> <p>ただ、長野県の調査があるべき姿だとは思っていませんが、こういう調査もあるんだなと思いましたが、事業場視察を意味があるものにしていく方向で、検討を進めていかなければと考えております。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では他の委員の方、ご意見ございましたら。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
岩崎委員	<p>事務局に確認なんですけど、委員の謝金がありますよね。</p> <p>やはりこの私案の最大のポイントが、これまでそれをやっても、審議の中で活かされていなかったっていう反省をもとに、やはりそれを審議にどう活かすかということが重要なことだということには、すごく共感しております。</p> <p>私としては私案には賛成です。</p> <p>やり方についての事務局との調整とかありますよね、本審でメンバーが確定した後にやるのは、そのとおりだと思います。</p> <p>中間のところを見るのは、比較論ではありだと思いますが、一番大切なのは最低賃金であえぐ企業であろうと、その実態、はっきり言って私どもは現場を知らない。</p> <p>その現場の声を労使ともに聞くのは大切だと。</p> <p>ただ一つだけ、そこの現場で労使から来てもらって、それによって労使間の軋轢が生じるようなことは絶対あってはならない。</p> <p>それは企業にとって最大のマイナスになるので、ここの最賃での議論の結果、それをやることで、企業の中がごたごたすることは絶対に避ける配慮が必要だと。</p> <p>それと、そういう経営の厳しい最賃であえぐ企業に、そんなにいろんな事前の調査をとというのは。</p> <p>県とか国の調査で大変なのはその調査に掛かる手間、その対価ってあんまりないんですけど、この視察の場合、それに協力してくれた企業に謝金かなんかあるんですかね。</p> <p>例えば、ここに参考人に来てもらって、その時間仕事ができない、事前の準備とかもあるだろうし、その辺が企業側にとって非常に負担にな</p>

松本会長	<p>るので、手当や謝金など何かお礼的なものがあるのか気になる。</p> <p>その点、事務局のほうから。</p>
平野室長	<p>今まで視察に協力いただいた企業に謝金等をお支払いした例はありません。</p> <p>話は変わるかもしれませんが、例えば企業側が視察を受け入れているところがあるんですけど、こういう時期ですけど、通常なら工場視察などで見学者を受け入れるケースですとか、探せばあるようですので、そういうところだと、工場内とか製造現場とか見学できる体制があるかと思っておりますので、お願いできるのではと考えています。</p>
岩崎委員	<p>それは、種村委員が言われた比較論の、中流のところについてはそういった体制があるでしょうけど、そうじゃなくて、松本会長が言われている本当に最賃で苦しんでいるところなんてそんな体制はないし、基本的に本来来られるのは迷惑だということしかないんじゃないかと思うんですけど、ただその迷惑を受け入れる対価があれば、それを労使ともに受け入れると思ったので。</p> <p>事業場視察に反対する意味ではなくて、その辺ってどうにもできないものかもしれませんが、クエスチョンがありまして発言しました。</p>
松本会長	<p>はい、今のご意見に私からも申し上げますと、最低賃金しか払えない本当の零細企業、経営にあえいでいるところが果たして受け入れることができるんだろうか、対価もないんだったら馬鹿馬鹿しいじゃないかということなんでしょうけど。</p> <p>対価といいますと、この最低賃金しか払えない状況を分かってほしいと、アピールするんだと、そういう思いを知っていただくことしか言えないかと思いますが、それも経営者の判断でしょうし、だからこそ受入れ事業場がなかなか見つからないですよ、長野局もご苦労があったと思います。</p> <p>そのご苦労があるんだけど、事務局に頑張っていて何とかご理解していただいて、調査票もあらかじめ書いていただいて、更に当日は全員行かなくていいかと思うんですよ。</p> <p>何人かの委員が来て、その人たちに対して厳しい経営状況を述べることのできるような、そういう所を見つけていただく、その場合、経営側の主張ばかりが反映されるので、労働者の人たちの状況というのはどうなんだとなる、労働者が経営者の前で賃金が安いとは言えないと思うんですよ。</p>

	<p>労働者の場合はそういう機会がないのであれば、書面でヒアリングを するとかというような手で、何とか労使双方から、そして非常に経営の厳 しいところから、我々は実情を知ることができるんじゃないかと。 そして1か所じゃなくて、業種なども勘案していくつか、2つなり3 つなりできるならしたらいいんじゃないか。 受入れが無理でも書面でなら回答できるのであれば、書面の提出をい くつか得るといような方法で何とか行きたいと思うんですが、他の委 員の方がいでしょうか。 Webの参加者の方もどうぞ、ご意見がございましたら。</p>
三浦委員 (使用者側)	<p>三浦です、いつもお世話になっております。 今日この後所用がありますので、一言だけコメントさせて下さい。 今の会長の発言には、個人的には賛同いたします。 いま議論があっている我々中小企業の立場としては、やはりマンパ ワーが掛かりますので、例えば書面でとか、あるいは事業場視察にし ても効率的に回ってもらおうとか、そういうものも少し考慮に入れてくれ れば、対応できる所も増えてくるのではないかと思います。 基本的には、会長のおっしゃる考え方に沿って、事業場視察をやるか やらないかということで議論をしていただければなと思っております。 すみません、中座させていただきます、よろしくお願ひします。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございました。 他の方はご意見ございますでしょうか。 はい、どうぞ。</p>
岩根委員	<p>使用者委員の岩根です。 まず、事業場視察については、考え方については元々賛成ということ で考えております。 ただ、その事業場視察の実態をどうやって審議に反映させるのか、そ のプロセスが難しい。 それから、どの事業所を見るのかもまた難しいという部分があるか と思います。 長野の東信地区は長崎でいうと島原とか半島部に位置するような所。 だから、事業所としては非常にいいところを見ているのではないかと、 毎年東信なのかは分かりませんが。 長崎の場合は、毎回新しい委員の皆さんもいらっしゃるんで、僕は就 任してから事業場視察を再開するまで、要は最低賃金に関係するところ、 離島それから島原、そういう所に行かないと意味ないんじゃないのかと。</p>

長崎市の近くの事業所、大手電機の事業所を見て、何の意味があるんだと。

世界的な仕事をしている、意味ないんじゃないかと。

それ以降、蒲鉾屋さん、タクシー会社さん、それと製麺屋さんですね。問題は、基本的に長崎の場合は使用者側に取りまとめを聞いて、そこにいわゆる賃金データを示していただき作業している。

長野の場合、これ使用者側にも労働者側にも直接聞く。

我々審議会委員という最低賃金を最終決定する立場の人間がですね、個別の企業に行ってその話を聞く。

それは単に話を聞くだけじゃなくて、聞いた結果をどう反映するかっていう責任を当然持っている。

聞かれる側も我々の話を聞いてくれた、これは当然反映されるんだろうと。

でも、使用者側と労働者側の話を聞くのは表裏一体なわけですね。

「あんまり上げられない」「上げろ」。

その話を聞いて、どうやって結論に反映するのか非常に難しい作業だというふうに思っています。

だから、事業場視察そのものはやる意味はある、いろんな意味で。

ただ、それをやるに当たっては最低賃金近傍、当然そこをやらなければ全く意味がない。

これは事務局、2年に1回ぐらい事務局替わってますけど、ずっと申し上げている話です。

ただ、費用とか、先ほどの最低賃金近傍に行けば行くほど中小企業、小企業はまずそれを受けてもらえるのか、それから我々が意図するような話を聞かせてもらえるのかというような問題があるので、結局長崎市の近くでやるということになっています。

だから、そういう意味でいけば、相当に工夫しないと、まともな審議をしたとしても、そのところの反映は非常に難しいのではないかと、という懸念を持っています。

それから、最後に苦言を申し上げますけど、ここ数年の実態はその調査などもろともせず、第4表を無視するような審議をする中で、事業場視察で聞いた実態、これを反映する余地など全くないというのが、現状の審議会の実態だと思っておりますので、その点は、我々審議会メンバーとして相当に気を付けないといけないと考えています。

以上です。

松本会長

はい、ありがとうございます。

最後の一点なんですけど、第4表を参考にしてないんだから、事業場

	<p>視察の成果というのは活かせてないんだから、そういうのはやめてしまえというのではなくて、むしろ、活かすようにするのが筋じゃないかという、そういうふうに解釈してよろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>では他の方、ご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>Web参加者の方も、いかがでしょうか。</p>
種村委員	<p>先ほど岩崎委員が言われた企業への謝金とかいうのは、やってないんでしょうけど、できないということなんでしょうか。</p>
瀧ヶ平局長	<p>予算的には、来てもらう旅費は出せるんですけど、それと日当ですね、ただ、会社に迷惑掛けたので何かしら払うっていう予算の仕組みにはなっていないので、ちょっと難しいと思います。</p> <p>事業として、例えば会社見学として、「うちには1日何十万円の会社見学のコースがありますよ」という事業を買うことはあり得るんですけど、委員会が行って聞いて帰ってくる時に、何か払えるかっていう、謝金っていうシステムがないので難しいですね。</p>
松本会長	<p>はい、他の方ご意見は。</p>
岩崎委員	<p>私が最初に謝金の話をしたのは、表裏一体であってだからこそ。</p> <p>さっき会長が言われたように、企業が現場を見てもらう、そのことが、やはり対価というのはいろいろあると思うので、やはり自分たちの実情を知ってもらう、それはお金の代わりに十分なり得るところを見つけていくということで、さらに、審議会の中で活かしてもらうということで。</p> <p>よかったのは、来てもらう分には旅費は出せるという話だったので、それはそれでよかったかなというふうに思っています。</p> <p>必ずしもお金を払えっていうのではなくて、それに見合うアイデア、お金の問題じゃないんだということを納得した上で、審議会に協力してもらう。</p> <p>そこをどう事務局が見つけていくか、そして審議会がどう活かしていくかということが一番大切だと思っています。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>そういうところをご理解していただける所を見つけないと。</p> <p>大変な作業だと思いますが、そういうふうを持って行かないといけな</p>

	<p>いと思います。</p> <p>もし委員の方の中で、事業場視察やめていいんだというご意見がありましたら、今おっしゃっていただいでよかろうかと思ひます。</p> <p>ごひませんか、公益委員のほうでもごひませんか。</p> <p>では、事業場視察は来年度実施する方向で検討する、第1回本審と前後の関係などについても私と事務局とで調整しつつ、具体的な事業場視察の在り方について、できましたら事前に調査票を回答していただくというように、長野局や沖縄局がやっているいいところを我々は取り入れて、可能な範囲で来年度実施する。</p> <p>もし、それがコロナの影響で無理であれば、書面によるヒアリングなどを実施する。</p> <p>そういう方向で、具体的な手続に関しましては、私と事務局との間で調整して決めていくということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>はい、ではその方向で合意が得られたものと判断いたします。</p> <p>この点につきまして、事務局から補足の説明があればお願いします。</p>
平野室長	<p>事業場視察の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況をもう少し見極める必要がありますので、引き続き事務局と会長とで調整し、実施しない場合の代替措置につきましても、ご相談しながら検討を進めることにしたいと思ひます。</p> <p>事業場視察を実施する場合には、日程や意見聴取の方法、視察後の活用等につきまして、会長のご意向を参考に、検討を進めていこうと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	日程につきましては、今は未定、でいいですか。
平野室長	日程につきましては従来から、他の業務との兼ね合いもありまして、第1回本審前の6月にさせていただいておりますので、事務局としてはこれがやりやすいのかなと思ひますが、本日いろいろなご意見をいただきましたので、改めて検討いたします。
松本会長	分かりました、この点につきましては、改めまして事務局と私のほうで検討、調整いたします。

(3) その他 松本会長	では、次の議題、「その他」に移りますので、事務局からお願いします。
平野室長	<p>では、資料等の説明をいたします。</p> <p>お配りしております資料の11ページ、資料番号6には、令和3年11月に長崎労働局で作成しました、特定最低賃金の広報用のリーフレットを添付しております。</p> <p>このリーフレットは10,000部作成しまして、長崎県や県内の地方公共団体及び産業別の関係団体等へ広報依頼を行うとともに、労働局、監督署、ハローワークでの説明会などで配布しております。</p> <p>続きまして資料の13ページ、資料番号7には「業務改善助成金特例コースのご案内」のリーフレットを添付しております。</p> <p>業務改善助成金の特例コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者を対象として、特例的に助成対象となる経費の範囲を拡大して助成する新たな制度で、令和4年1月13日から受付が開始されています。</p> <p>なお、現行の業務改善助成金についても、申請期限が1月末から3月末へ延長されております、資料番号8のとおりです。</p> <p>当局における今年度の業務改善助成金の申請件数につきましては、当局の申請件数は2月末現在、合計53件となっております。</p> <p>特例コースの申請はありません。</p> <p>全国の申請件数累計は、2月末現在で4,506件となっております。</p> <p>続きまして資料19ページ、資料番号9には、地域別最低賃金における令和4年度の「答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」を添付しております。</p> <p>この一覧表によりますと、法定日発効の場合は、8月5日（金曜日）に答申要旨を公示した場合に、10月1日（土曜日）の発効となります。</p> <p>事務局としましては、改正金額発効日を考慮しつつ、審議会日程の調整をお願いしていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきながら、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、資料9の3ページ以降は、特定最低賃金の場合の「効力発生予定一覧表」となっています。</p> <p>続きまして資料の23ページ、資料番号10には「令和3年度審議会実績、令和4年度予定」を添付しております。</p> <p>来年度の審議日程は、あくまでも現時点での案として掲載しておりますので、日程確保の参考にさせていただければと思います。</p> <p>それから、資料番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しました「長崎県の賃金事情」をお配りしております。</p>

	<p>この資料は、長崎労働局のホームページにも掲載しております。 資料についての説明は以上です。</p>
松本会長	<p>ただ今事務局から、資料等についての説明がありましたが、何かご質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、事務局からお願いします。</p>
平野室長	<p>最後に、労働局長より委員の皆様へお礼を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中にも関わらず、本審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>振り返りますと、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、大変な審議会でありました。</p> <p>改めまして、委員の皆様方の一年間のご尽力に感謝申し上げます。</p> <p>また、松本会長、三浦会長代理並びに林部会長におかれましては、円滑な審議会運営にご苦勞いただきまして、心から御礼申し上げます。</p> <p>事務局では、それぞれの最低賃金発効後、速やかに広報等周知活動を行い、令和4年1月及び2月を中心に最低賃金に係る監督指導を実施しておるところでございます。</p> <p>令和4年度におきましても、引き続き、最低賃金の履行確保対策に取り組んでまいりますとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が図られるよう、生産性向上に向けた支援等に着実に取り組むこととしております。</p> <p>引き続き労働行政へのご支援を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、委員の皆様方へのお礼の言葉とさせていただきます。</p> <p>本年度で任務が終了となる委員の皆様方には、長きにわたり労働行政にご尽力いただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後になりましたが、皆様方には、本年度1年間、ご多忙の中、慎重かつ円滑な審議にご協力をいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会は終了といたします。</p>